

第 3 回 第 1 農地部会 議 事 録

日 時 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた やすひろ おおた よしまさ さかくら ゆきみつ
1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光
たむら あきら まえかわ ようこ きた よしゆき
4 田村 明・5 前川 洋子・8 喜多 義幸
いしい やすひろ かわぐち くにじ よこやま はくお
9 石井 康宏・10 川口 邦次・11 横山 帛生
ひらい ひでつぐ かわべ ちあき
13 平井 秀次・24 川邊 千秋

以上 11 名

欠席委員
あさお てつや さの こ さかの だいてつ
12 淺生 哲也・19 佐野 すま子・21 坂野 大徹

出席部会員外委員
もりやま たかゆき
会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：樽井担当副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 おおた やすひろ かわべ ちあき
1 太田 泰弘・24 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (使用貸借)

- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長 それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、12番の浅生委員、19番の佐野委員、21番の坂野委員の3名です。出席委員は11名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 1番の太田委員、24番の川邊委員によりしくお願いします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第4号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 はい、議長。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。よろしく
 お願いします。
 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から7で、件数は合計で7件、合計面積は17,019㎡、このうち
 田が15,969㎡、畑が1,050㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものであります。
 2ページから8ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてございま
 す。
 番号1から14で、8ページをお願いします。
 合計で件数は14件、合計面積は74,356.74㎡で、その内訳は田が
 51,658.13㎡、畑が22,698.61㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地な
 どになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して
 指導しております。
 9ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい
 ます。
 番号1、太陽光発電設備用地の1件で、合計面積は、畑で657㎡ござい

ます。

10ページ・11ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、貸駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

番号3、太陽光発電施設用地

番号4、一般個人住宅用地

番号5、集合住宅用地

番号6、建売分譲住宅用地

番号7、事務所・駐車場用地

番号8、集合住宅用地

番号9、番号10、番号11、11ページに移りまして、番号12はいずれも駐車場用地

番号13、福祉施設用地でございます。

以上、件数は13件で、合計面積は8,648㎡、この内訳は田が5,076㎡、畑が3,572㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。12ページから14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区は安東と上野、受人 _____、面積10,982㎡ 渡人 _____、面積8,905㎡ 申請地 安東町山神戸 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,035㎡外3筆、合計面積5,580㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

次の番号2、番号3は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

番号2、地区 藤水、受人 _____、面積3,825.3㎡ 渡人 _____、面積9,317㎡ 申請地 藤方中八木田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積217㎡。

番号3、地区 藤水、受人 _____、面積9,317㎡ 渡人 _____、面積3,825.3㎡ 申請地 藤方中八木田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積217㎡。

この2件につきましては、自作地を相互に交換するものです。

番号4、地区 大里、受人 _____、面積95,467㎡ 渡人 _____、面積13,848㎡ 申請地 大里川北町谷垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,518㎡外17筆 13ページになりますが、合計面積は12,272㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 大里、受人 _____、面積10,709㎡ 渡人 _____外1名、面積481㎡ 申請地 大里窪田町中鳶_____、台帳地目・現況地目とも田、面積481㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 棕本、受人 _____、面積8,752㎡ 渡人 _____、面積7,306.26㎡ 申請地 芸濃町棕本八幡前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積201㎡外3筆 合計面積282.24㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 明、受人 _____、面積37,840㎡ 渡人 _____、面積8,019.35㎡ 申請地 芸濃町中縄藤迺井_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,098㎡外1筆 合計面積2,117㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、渡人に要望して申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区 高宮、受人 _____、面積27,469㎡ 渡人 _____、面積10,595㎡ 申請地 美里町五百野長田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,763㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 村主、受人 _____、面積65,250㎡ 渡人外1名、面積5,404㎡ 申請地 安濃町川西丸垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,142㎡ 外2筆 合計面積5,111㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は9件、合計面積は、29,040.24㎡、このうち田が26,770㎡、畑が2,247㎡、その他、これは台帳地目が宅地になっている農地で23.24㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 2番 太田です。事務局の説明どおり問題ないと思います。何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2番、3番お願いします。

太田委員 1番 太田です。地元の推進委員は問題ないということです。事務局の説明

どおりで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 番号4番。

坂倉委員 3番 坂倉です。地元の辻推進委員、佐脇推進委員から特に問題ないということでございます。

議 長 番号5番。

坂倉委員 3番 坂倉です。地元推進委員の佐脇さんから特に問題ないということでございます。

議 長 番号6番。

川口委員 10番 芸濃川口です。9日に現地確認させていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思います。

議 長 番号7番。

川口委員 10番 川口です。別に問題ないと確認させていただきました。

議 長 番号8番。

横山委員 12番 横山です。3月8日に、地元の服部推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

議 長 番号9番。

平井委員 13番 平井です。3月9日に現地確認を行いました。受人が地元推進委員本人でございますので、当該地の地区には2名の推進委員さんがみえますので、もう一方の推進委員、前田さんにも確認させていただきました。問題ないということです。あとは、事務局の説明どおりで問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 藤水、借人 _____、面積3,825.3㎡ 貸人 _____、面積18,171㎡ 申請地 藤方中八木田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積796㎡ 外1筆 合計面積2,319㎡。

これにつきましては、借人は、耕作に便利であることから、貸人に要望し、10年間の使用貸借権を設定して申請地を借り受けるものです。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 2番 太田です。事務局の説明どおりで問題ないということです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町戸島南在神 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積224㎡。

これにつきましては、平成2年ごろ申請地に杉を植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番

平井委員 13番 平井です。担当委員は浅生委員になりますが、本日欠席していますので私の方から説明させていただきます。3月15日に地元推進委員の藤田さんと一緒に現地確認をしております。問題ないとの事でした。あとは事務局の説明どおりです。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでし

ようか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。17ページ、18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 片田、受人 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 片田志袋町坂本 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積152㎡外1筆 合計面積244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場及び進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 藤水、受人 _____、渡人 _____、申請地 藤方黒木 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積366㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接診療所の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町多為 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積764㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫及び車庫用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町西南野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,431㎡外3筆 合計面積5,833㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、2,778.16㎡、転用面積の47.6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行小林 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積45㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を所有する農地への進入路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安西、受人 _____ 理事長 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町多門川向 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積287㎡外2筆 合計面積880㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、653.57㎡、転用面積の74.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高宮、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂白檜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積271㎡外1筆 合計面積895㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、450.12㎡、転用面積の50.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いします。

番号8、地区 高宮、受人 _____ (賃借人 _____ 代表取締役 _____)、渡人 _____、申請地 美里町五百野藪之上 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積323㎡外1筆 合計面積1,083㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、450.12㎡、転用面積の41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地安濃町清水式部 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積20㎡外2筆 合計面積308㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多宮ノ裏 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積204㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町新開地 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、160.72㎡、転用面積の82.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は、10,129㎡、このうち田が597㎡、畑が9,532㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。3月9日に地区推進委員の堀さんとで現地確認いたしました。事務局の説明どおり特に問題はありませぬので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。番号2番。

太田委員 1番 太田です。3月9日に地元の下井推進委員と現地を確認させていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 番号3番。

坂倉委員 3番 坂倉です。3月9日に地元推進委員の辻委員と現地を確認いたしました。特に問題ありません。

議 長 番号4番。

坂倉委員 3番 坂倉です。3月9日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員の赤塚さんと田中さんとともに現地確認いたしました。特に問題ございません。また、3月13日に地元高野尾地区の農業推進協議会において、協議しました。特に問題はございません。ただ、申請地は_____の通学道路に面しているということで、設置にあたって十分気をつけてやってもらいたいということがありましたので、ご報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号5については、私の担当地区になりまして、地元推進委員の米倉さんからも問題ないとの報告を受けております。あとは事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくお願ひします。

議 長 番号6番。

石井委員 9番 石井です。地元推進委員の岡本さんと現地を見させてもらいました。事務局のいうとおりで、何も問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号7番。

横山委員 11番 横山です。3月9日に地元の服部推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、問題ないと思ひます。

議 長 番号8番。

横山委員 11番 横山です。3月9日に守山会長、喜多部会長、事務局、地元の服部推進委員とで現地確認を行いました。事務局の説明どおり、問題ないと思ひます。

議 長 番号9番、10番。

平井委員 13番 平井です。浅生委員の担当ですが、3月9日に一緒に現地確認をしておりますので、私の方から報告します。まず9番につきましては、地元推進委員の伊藤さん、問題ないということでございます。10番につきましては、地元推進委員の若林さん、問題ないということでございます。あとは事務局の説明どおりでございまして、何も問題ございませんので、よろしくお願ひしま

す。

議 長 番号11番。

太田委員 1番 太田です。3月9日に地元推進委員の川北さんと現地を確認させていただきました。事務局の説明どおり問題としますので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、議長。19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積807㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、494.4㎡、転用面積の61.26%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借人 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積167㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を従業員用駐車場及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高宮、借人 _____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡外3筆 合計面積1,261㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の42.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、借人 _____ 代表社員 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 美里町五百野上之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積476㎡外3筆 合計面積1,086㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.3

6㎡、パネル設置率といたしましては、転用面積の48.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数は4件で、合計面積は、すべて畑で3,321㎡でございます。
いずれの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。1番については私の担当する地区になります。事務局からの説明のとおりで、地元の橋本推進委員も特に問題はないとの事でした。よろしく願います。
番号2番。

川口委員 10番 芸濃川口です。9日に地元推進委員の鈴木委員と一緒に現場確認させていただきましたが、別に問題ありませんのでよろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。番号3番、4番。

横山委員 11番 横山です。
番号3番について、3月9日に会長、部会長、地元の服部推進委員、支所職員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおり問題ないと思われます。
番号4番について、同じく3月9日に会長、部会長、事務局、地元の服部推進委員、支所職員と現地確認を行いました。地元説明もきちっとしているということですので、問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。20ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 神戸与市垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積446㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を店舗用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。
件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。1 番。
前川委員	5 番 前川です。3 月 9 日に地区担当の池田推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり特に問題ないと思われまので、よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。21 ページをお願いいたします。 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願についてでございます。 番号 1、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平下清水 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 251 m ² 。 これにつきましては、昨年 12 月 16 日に許可した案件ですが、事業計画が変更したため、取消願が提出されております。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。事務局の説明を終わりました。地元委員の意見を伺います。番号 1 番。
石井委員	9 番 石井です。何も問題ないと思います。申請地は耕作に不向きであることからやむを得ないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 7 号については、承認をすることに決定いたします。次に別冊でお配りしました議案第 8 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で140,741㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,637㎡、契約件数は50件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で49,261.86㎡、契約件数は16件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で105,545㎡、契約件数は18件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で31,701㎡、契約件数は14件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,629㎡、契約件数は10件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で1,372㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて345,249.86㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で5,637㎡、合計契約件数は109件、合計面積は350,886.86㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で28件、河芸地区3件、安濃地区16件、芸濃地区7件で合計54件、合計面積は244,004㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号21、ほか2件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

一時退室

議長 この3件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 一同異議なしということで、ありがとうございました。入室してください。

入室

議長 次に、整理番号56、ほか1件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この2件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 一同異議なしということで、ありがとうございました。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号78、ほか2件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この3件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 一同異議なしということで、ありがとうございました。入室してください。

入 室

議 長 次に、整理番号12、ほか37件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

一 時 退 室

議 長 この38件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 一同異議なしということで、ありがとうございました。入室してください。

入 室

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしという声が上がりましたので、それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年3月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____